

ID: 5377

担当部署: 経済部 産業振興課

<b>処分の概要</b>	商工会の合併の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	商工会法 第52条の2第2項		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第89号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第52条の2第2項の規定による。 (合併の手続き)</p> <p>第52条の2 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会（以下この条において「新商工会」という。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 第23条第2項各号に掲げる要件に適合すること。</p> <p>(2) 新商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。</p> <p>4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第23条第3項及び第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕 商工会法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>9 法第52条の2第2項に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第16号） (市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2</td> <td style="width: 30%;">次表に掲げる市町村</td> </tr> </table>	3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2	次表に掲げる市町村
3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2	次表に掲げる市町村		

以上の市町村の区域にわたるものを除く。 (11) 法第 52 条の 2 第 2 項の規定による商工会の合併の認可		
別表第2		
……名寄市……		
<b>設定年月日</b>	令和 4 年 7 月 29 日	<b>最終変更年月日</b>
		令和 年 月 日